

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和7年12月16日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年12月18日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	7四議第号			公開	非公開理由		
分類番号	04-02-03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 () 公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当()	
簿冊番号	04-05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和7年12月15日(月)		
				会議時間	10時58分～11時35分		
出席委員	委員長 谷田道子			委員 川渕誠司			
	副委員長 前田和哉			委員 川村真生			
	委員 松浦伸			欠席委員			
	委員 山崎司						
その他	議長 宮崎努			委員外議員		上岡真一	
				委員外議員		鳥谷恵生	
執行部出席者	別添のとおり						
事務局	事務局長補佐 岡村むつみ						
	事務局総務係長 戸田卓宏						
記録							
令和7年12月定例会で付託された議案8件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず「第12号議案 四万十市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「第13号議案 四万十市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、審査を行った。

【説明：中脇子育て支援課長】

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が令和8年度から全国で本格実施されるため、当市の保育施設でも実施できるように必要な事項を条例として定めるものである。

第12号議案は保育所を認可する際の諸基準を定め、第13号議案はサービス提供者に市が給付費を支払う際の諸基準を定めるものである。

【質疑：前田副委員長】

防災対策マニュアル、耐震基準をかなり詰めておかなければならぬと考える。

【答弁：中脇子育て支援課長】

安全対策等については、事業所が対応し難い事項は記載していないため、対応可能であると認識している。

【質疑：前田副委員長】

保護者の負担額、利用可能時間はどのくらいなのか。

【答弁：中脇子育て支援課長】

標準的な負担額は月300円で、1人あたり月10時間を上限としている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり其々可決すべきものと決した。

●次に、「第18号議案 四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：横山環境生活課長】

今回の改正は、四万十川景観計画の改定に伴い、当該条例に規定している建築物、工作物の撤去の届出や広告物の設置等の届出を削除するものである。

【質疑：松浦委員】

今回の改正はこれまで届出が必要であったものを不要とする意味だと思うが、本市が独自で制定していたものなのか。

【答弁：横山環境生活課長】

本市が独自に制定している訳でなく、看板類において、県は許可制、市は届出制となっているが、景観法の中で、景観区域における良好な景観を形成するための制限が7つあり、その中に看板類がないことがわかり、今回、削除するもの。

【質疑：松浦委員】

看板類は意図して市が制定したのか。

【答弁：横山環境生活課長】

制定の経緯はわからない。しかし、今回四万十川流域の5市町で足並みを揃えるために改正した。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第19号議案 四万十市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：竹本健康推進課長】

今回の改正は、第3条に規定する委員会の組織について、高知県知事の派遣する医師と記載があるが、派遣ではなく、推薦となっているため、実務に合わせた改正を行うもの。

また、予防接種健康被害調査委員会は、医学的な見地から調査を行うことを任務としていることから、幡多福祉保健所職員を医師が任命されている幡多保健所長へ改めるものである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 20 号議案 四万十市奥屋内へき地出張診療所設置条例を廃止する条例」について、審査を行った。

【説明：田村西土佐診療所事務局長】

奥屋内へき地出張診療所について、地域住民の方々に対して説明会を開催し、廃止する方針であることをお伝えし、ご理解を得ることができたので、今回設置条例を廃止するものである。

【質疑：松浦委員】

維持管理費は廃止することにより変わることか。

【答弁：田村西土佐診療所事務局長】

維持管理費として、まず電話は不要になる。今後の利活用を考えて、浄化槽の清掃等をするのかを検討しており、当面は電気、水道は継続していく予定である。

【質疑：松浦委員】

機材等は処分等していくのか。

【答弁：田村西土佐診療所事務局長】

使用できるものは西土佐診療所に移し、使用できないものは処分を検討している。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 30 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市天体観測施設）」について、審査を行った。

【説明：梶原西土佐教育分室長】

指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月末をもって満了となるため、その後の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものである。

【質疑：山崎委員】

利用者数の状況はどのくらいか。

【答弁：梶原西土佐教育分室長】

天体観望会というのを開催しており、その日数において令和 5 年度は 149、令和 6 年度は 132 であり、ほぼ横ばいの状況である。

【質疑：松浦委員】

星羅四万十の宿泊者が当該施設を利用する場合の利用料は通常の利用料と差はあるのか。

【答弁：梶原西土佐教育分室長】

差はなく、同じである。

【意見：宮崎議長】

LED 電球への交換などの各施設に共通するような大規模な修繕等に係る費用の負担については、所管ごとに異なる取扱いとならないように市で統一して欲しい。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 31 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（環境・文化センター四万十楽舎）」について、審査を行った。

【説明：梶原西土佐教育分室長】

指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月末をもって満了となるため、その後の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 32 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市老人憩の家 6 施設）」について、審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

指定管理者の指定期間が令和8年3月末をもって満了となるため、その後の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■その他について

— 小休 —
— 正会 —

次回委員会は1月30日（金）午前10時より開催する。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。

令和7年12月15日（月） 教育民生常任委員会 所管課出席者名簿

	課名等	所属長		課長補佐等		係長ほか	
1	子育て支援課	中脇弘樹	課長				
						浦田真輝	保育係長
						西尾知夏	主事
2	環境生活課	横山昌之	課長	平地義伸	課長補佐	佐竹 真	四万十川・環境係長
3	健 康 推進課	竹本美佳	課長			谷 美乃	地域保健係長
						山崎李沙	主幹
4	西土佐診療所	田村 義典	事務局長				
5				梶原秀紀	西土佐教育分室長		
6	高齢者 支援課	武内俊治	課長			西内美和	高齢者福祉係長